五　落札金額又は随意契約に係る契約金額
六　契約の相手方を決定した手続
七　一般競争又は指名競争によることとした場合には、第６条又は第７条の規定による公告又は公示を行った日
八　随意契約による場合にはその理由
九　その他必要な事項
（一般競争又は指名競争に関する記録）
第13条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。
一　入札者及び開札に立ち会った者の氏名
二　入札者の申込みに係る価格
三　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
四　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
五　第８条第４項の規定により通知した場合には、当該通知に関する事項
六　その他必要な事項
（随意契約に関する記録）
第14条　契約責任者は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。
（苦情の処理）
第15条　財務担当取締役、支社長又は東京事務所長は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる社員を指定するものとする。
（特定調達契約に関する統計）
第16条　財務担当取締役は、国土交通省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、国土交通省に送付するものとする。
（実施手続）
第17条　この細則に定めるもののほか、特定調達契約に関する事務について必要な事項は、別に定める。

附則
１　この細則は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。
２　この細則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年１月31日　国立大学法人弘前大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　02

１　改正された規則の名称等
国立大学法人弘前大学政府調達事務取扱規程
（https://www.hirosaki-u.ac.jp/reiki/act/frame/frame110000114.htm）

２　この公表に関する問合わせ先
国立大学法人弘前大学財務部
電話0172―39―3094

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年１月31日　国立大学法人埼玉大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　11

１　改正された規則の名称等
国立大学法人埼玉大学政府調達事務取扱細則
（https://www.zaimu.saitama-u.ac.jp/zaimu/choutatu/upload/files/seicho-saisoku.pdf参照）

２　この公表に関する問合わせ先
国立大学法人埼玉大学財務部財務課
ＴＥＬ048―858―3014

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年１月31日
国立大学法人東京外国語大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等　国立大学法人東京外国語大学政府調達事務取扱細則
（http://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/07_08seifu_choutatsu_saisoku.pdf参照）

２　この公表に関する問合せ先
国立大学法人東京外国語大学　会計課総務係
ＴＥＬ042―330―5134

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年１月31日
国立大学法人和歌山大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　30

１　改正された規則の名称等
国立大学法人和歌山大学政府調達取扱要項
（http://www.wakayama-u.ac.jp/_files/00017466/205.pdf　参照）

２　この公表に関する問合わせ先
国立大学法人和歌山大学　財務課
073―457―7033

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年１月31日
大学共同利用機関法人人間文化研究機構

◎調達機関番号　416　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等
人間文化研究機構政府調達事務取扱規則
（https://www.nihu.jp/ja/opendoor/regulation　参照）

２　この公表に関する問合わせ先
本部事務局財務課　電話03―6402―9218

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年１月31日
大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構

◎調達機関番号　416　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等　情報・システム研究機構政府調達に関する規程
（https://www.rois.ac.jp/pdf/5-choutatu_kitei.pdf　参照）

２　この公表に関する問合わせ先
本部事務局本部事務部財務課財務係
電話03―6402―6217

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年１月31日　地方競馬全国協会

◎調達機関番号　320　◎所在地番号　13

１　改正された規程類の名称　地方競馬全国協会契約事務取扱細則の特例を定める細則
http://www.keiba.go.jp/privacy_policy_01.html

２　この公表に関する問合わせ先
地方競馬全国協会総務部経理課
電話03（3583）6807

発行所　〒100-8222　東京都千代田区霞が関一丁目四番二号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294
定価　本号一部　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　一六〇円（本体一五二〇円）　（配送料別）
第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日